

令和5年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

令和5年3月6日

午前9時05分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (12名)

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	5番	伴 吉晴
6番	大森 恒太郎	7番	嶋田 善行
8番	井上 卓也	9番	横田 敏文
10番	坂口 徹	11番	濱 真理子
12番	木澤 正男	13番	奥村 容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	教 育 長	山本 雅章
総務部長	西巻 昭男	総務課長	仲村 佳真
住民生活部長	栗本 公生	住民生活部次長	北 典子
子育て支援課長	中尾 歩美	環境対策課長	東浦 寿也
都市建設部長	上田 俊雄	会計管理者	安藤 晴康
教育次長	本庄 徳光	教委総務課長	松岡 洋右

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

追加日程1. 議案第15号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号)
について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時05分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、3日に続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、1番、溝部議員の一般質問をお受けします。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

いじめ問題の的確な対応について、質問いたします。先日の同僚議員の質問と重なる部分はあるかと思いますが、よろしく願いいたします。文部科学省が2022年10月に公表したデータによると、小・中・高校等の2021年度いじめ認知件数は過去最多となる61万5,351件、ネットいじめの件数は2万件を超えたとあります。SNSを使用したいじめは周りの大人にも触れにくく、かなり複雑陰湿なケースになっていくこともあるようです。そして、一部のケースでは、被害を受けた児童生徒がいじめを苦に自殺するなどという最悪のケースを招いている事案も現実には発生しています。

そこでひとつ目として、斑鳩町ではいじめの事案があった場合に、法律に基づいた対応を取る体制づくりをされていらっしゃるでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） おはようございます。お答えをさせていただきます。

いじめ防止対策推進法におきまして、いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍をしている等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的また物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義をされています。また、この行為にはインターネットを通じて行われるものを含むものとされているところでございます。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題でございます。

本町では、全ての児童生徒の尊厳を守るため、いじめ防止対策推進法及び奈良県いじめ防止基本方針を基に、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対

策の総合的かつ効果的な推進を図るため、令和4年4月に、斑鳩町いじめ防止基本方針を策定したところでございます。また、町立小・中学校におきましても、この町の基本方針との整合を図りながら、学校ごとのいじめ防止基本方針を策定しております。

学校におけるいじめ問題は、学校だけでなく社会全体でとりくむ必要がありますことから、学校と家庭、地域が連携協力をしながら、いじめを生まない、いじめを許さない環境づくりに努める必要があるものと認識をしております、そのとりくみを進めているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。斑鳩町でも斑鳩町いじめ防止基本方針を策定していただくなど、いじめ防止の環境づくりをしていただいているということですが、文部科学省は2023年2月7日、各都道府県の教育委員会等へ、いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底についてという文書を通知しました。

この通知の内容を確認しておりますと、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談、通報を行い、適切な援助を求めなければなりませんという内容が最初のほうに書いてあり、さらにその文言にはアンダーバーも引いてあって、この通知文の一番重要な部分なんだろうという認識を持っています。そして、改めてなぜこの通知が出されたかという理由についてですが、法律に基づいた対応を実施するという方針がありながらも、一部のケースで学校及び学校の設置者が法律に基づいた対応を徹底しておらず、被害を受けた児童生徒がいじめを苦に自殺するなど、最悪のケースを招いた事案が発生しているからであるということが理由であると書かれていました。そしてその文書内には、なぜ学校及び学校の設置者が法律に基づいた対応をしていないかという理由として、結局、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど、学校だけでは対応しきれない場合、こうした事案も生徒指導の範囲内と捉えて学校で対応し、学校や教育委員会などが警察に相談、通報することをためらっているのではないかということでした。その続きには、こうした考え方を改め、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談、通報を行い、適切な援助を求めなければなりませんとありました。

といったことから、斑鳩町では、重大事案についてはためらわず警察に相談、通報いただきたいというふうに思っております。そしてまた、そのことを保護者などに対してあらかじめ周知していくことも必要ですと書いてありました。周知することをきっかけに、私は保護者と子どもが認識をさらに深めることで、いじめの抑止力にもなるのでは

ないかと思っております。そちらの周知を含め、斑鳩町の見解をお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 質問者がおっしゃっておられますとおり、令和5年2月7日付で文部科学省のほうから、いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底についてという文書が出されております。この文書、通知におきまして、いじめ事案の際に学校が行う対応については、保護者への丁寧な情報共有が必要であり、重大ないじめ事案等においては警察と連携することについても、あらかじめ保護者に周知していくことが重要であると示されているところでございます。いじめ事象の対応における警察との連携につきましては、本町では先ほど申しあげました、斑鳩町いじめ防止基本方針におきまして、学校が警察への連絡が必要と認めた事案につきましては、警察と連携協力をし、児童生徒の安全確保、健全育成に努めていくことを明示をしており、これまでから学校ともその認識を共有してきたところでございます。

また、このたびの文部科学省の通知においては、学校と警察との連携について保護者に周知することが重要とされております。しかしながら、その周知にあたりましては、いじめ行為が犯罪行為につながるものであることから、警察との連携が必要になるということであって、警察が介入するからいじめ行為をしてはならない、という誤解を生じることのないよう留意をする必要がございます。このことから、今後、学校の対応につきまして、保護者の理解を求めていくにあたり、周知する内容、また時期等については慎重な判断と丁寧な対応が必要であると、そのように考えております。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。もちろん、警察が介入するから、いじめ行為をしてはならないとなると、根本的な解決にはなりませんので、周知の内容などは精査していただけたらと思います。こちらについては、今後、周知していただいて、このことがいじめについて各ご家庭でいま一度、保護者と子どもが話し合う機会にしてもらえればありがたいなというふうに思っております。

私は、日頃からスポーツを通してたくさん子どもたちと触れ合う機会をいただいておりますけれども、年齢、性別も違う子どもがたくさん集まると、多少なりとも小競り合いのようなものは日常のように起こります。しかし、それは個人の個性を尊重し合う、人間関係を築いていくのに必要なことであるというふうに見守っているんですけども、私も地域の大人の一員として子どもたちの変化に気づいていけるように、そして悲しい事案が起こらないように努めてまいりますので、教育委員会の皆様にも引き続き、ご指

導いただきますようによろしくお願いいたしまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、1番、溝部議員の一般質問は終わりました。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

最初の質問です。子どもが尊重されるまちづくりについて。これまでも子どもに関しての法の整備は進んでまいりました。令和5年度に、こども基本法が施行されるにあたり、町でとりくまれている数々の事業を見てみますと、不妊治療、早くからの妊娠支援、妊産婦検診、タクシー利用補助、出産後の丁寧な支援と母親への支援だけでなく、父親に対しても子育てを共有するとりくみを実施されています。

しかし、世界的に見ても日本の出生率の低下は著しく、さらに2020年ランキングでは全国で奈良県は42位でした。どの国、どの地域で生まれた子どもたちでも健康に育ち、希望ある人生を歩んでほしいと願わずにはられません。

質問の初めに出生のお話をさせていただいたのは、これから生まれてくる子どもたちの無垢な生き方を、我々も含めた先に生まれた者として、どう守り続けていくのかをしっかりと見据えていくために、こども基本法は全ての年代の方々を守るものと私は位置づけているからです。こども基本法の中で、子どもが尊重されるという基本について伺います。保育園、幼稚園、小中学校でのジェンダー平等、LGBTQ等の具体的なとりくみについてお伺いします。小さい子では権利の擁護や尊重などという言葉が理解できないかもしれませんが、どのような工夫をされていますか。新生児から中学生までは年齢範囲が広過ぎますが、それぞれに対応した工夫がなされていると聞き及んでいます。

以前の私の質問に重なるかもしれませんが、お答えください。世界中で大きな波が湧き上がっているジェンダー平等を求め、性の多様性を認め尊重する動きに呼応して、子どもたちへの関わりや接し方をどのように工夫されておられるか、お聞きします。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） おはようございます。それでは、ご質問いただきましたこども基本法につきましては、令和5年4月に法律が施行されることとなっており、生涯にわたる人格形成や自立した個人としてひとしく健やかに成長すること、子どもの権利の擁護が同法の目的の中でも規定されております。ご質問の中でのジェンダー平等や

L G B T Qの方への配慮についても、子どもの人格形成や権利の擁護といった観点から、尊重されるべきとりくみであると認識しております。

初めに、保育園におけるとりくみにつきまして、私のほうからお答えさせていただきます。保育園におきましては、就学前までの保育園での集団生活を過ごす中で、園児は絵本の読み聞かせなどを通じて、男性と女性の違いなどを理解するとともに、価値観の多様性や命の尊さを知り、自分自身の価値を認め、他者への思いやりを持つ心の育成ができるよう努めているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） それでは続きまして、私のほうより幼稚園及び小中学校でのとりくみにつきまして、ご答弁させていただきます。まず、幼稚園におきましては、赤ちゃんや妊婦の母親を扱った絵本の読み聞かせにより、命の大切さや自分だけでなく周りの友達も大切にすることを教えているところでございます。小学校におきましては、養護教諭が中心となって年間計画を立て、保健の授業のほか、人権教育や特別活動等により学年に応じた学習を行っております。また、中学校におきましては、保健体育で性について履修しており、助産師や医師を講師として招き、性教育講演会等も実施をしているところでございます。

さらに、こうした性教育学習の一環としてジェンダーやL G B T Q等の性的マイノリティへの適切な理解を促す学習指導のほか、保健室前の掲示板にL G B T Qに関する掲示物を掲示するなど、周知啓発を併せて行っているところでございます。

今後におきましても、就学前の教育、保育を含め、保護者等の理解も求めながら、学校また園におけるとりくみの推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。きちんと対応していただいているというふうに感じました。

最近ではコロナ禍の下で業務量の増加や感染、閉鎖などへの対応もあり、子ども、家庭、職員の心労も絶えません。だからこそ協力をして乗り越えていきたいものでございます。

先ほども申しあげたとおり、子どもたちの年齢幅が大きくあります。年齢のことをいう理由は、子どもたちがいわゆる自分の体と心の性に違和感を感じるのは、漠然としていても、また恒常的でなくても就学前から見られます。そのシグナルを本人と保護者とともにしっかりと受け止めていただきたいと思います。助産師や医師の講演会など専門職との関わりは大変よいことであると思います。

日頃から関わりの密な保育士や幼稚園、小中学校の先生、養護教諭の皆さんの細やかで慎重なとりくみを引き続き、お願いいたします。

続いて②の質問をいたします。制服や帽子、持ち物などの男女の違いについて、伺います。小学生のランドセルの色が様々で見ているととても楽しい気持ちになれます。赤色と黒色が主流だった頃からすると、想像できないほどの色があふれています。デザインも重さも改良されてきたと聞きました。みんなが好きな色を選んでいるようです。しかし、私は女子の黒、男子の赤は見かけたことがありません。

昨年6月議会での一般質問にお答えいただいた制服について、お伺いします。検討を始めているとの回答でしたが、現在はどのように進みましたか、お答えください。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 昨年、令和4年6月の濱議員の一般質問におきまして、児童生徒の心身の性の不一致への対応が求められる中、そのひとつである制服や服装の選択制について、すでに検討を始めている旨、答弁をさせていただいたところでございます。

その現時点での状況について、ご報告をいたします。

まず、小学校における児童の服装につきましては、性別による分け方はせず、標準的な服装の事例を示した中から服装を選択することができることとしております。また、中学校の制服におきましては、現在、男子生徒は標準の詰襟学生服、女子生徒はセーラー服を基本としておりますが、心身の性の不一致に苦しむ生徒やその保護者の思いに応えられるよう、制服や服装の選択制の実施に向け、男女の隔たりなく着用しやすい制服の導入に向けた検討を、引き続き行っているところでございます。しかしながら、男女それぞれ単純に制服の形や種類を変えたとしても、それは多様性を理解して認め合うという根本的な解決とはならないと、そのように理解しておりまして、児童生徒がどういう服装を選択したとしても、様々な価値観の相違から何らかの不利益を被る、また差別を受ける等がないよう、ジェンダー平等への理解促進に関する教育を、引き続き進めていくことが重要であると考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。子どもの権利の擁護、尊重とはどういうことなのでしょう。子どもの嫌がることを強制しない、子どもの意見を無視しない、この二つの視点から考えると、入学時には制服については既成事実として、当たり前のものとして、保護者からも異論がない状況下にあります。子どもには嫌だと言ってもいい、意見を言ってもいいとの考えは発生していないのではありませんか。標準的な服装

の事例を示す中から選べるようにされている、とのお答えでございますが、現在は該当する子どもがいないが、戸籍上の性に合わせた、いくつかの選択肢から選ぶのではなく、多くの男子が着用している制服を女子が選ぶことも、またその反対も将来的にはあり得るのでしょうか。課題として受け止めていただきたいことでございます。

中学校は男女の隔たりなく着用しやすい制服の導入検討を行っているとお答えですが、日本では和装では男女ともに打ち合せは左が上でございます。しかし、洋装では女子だけは右が上になっております。小学校の上着も同様でございます。細かいことまで視野に入れての検討を期待しております。回答の後半にありました、制服を変えても根本的な解決とならないと考えている、先にジェンダー平等への理解促進教育を進めていくとありましたが、服装が子どもに対しての偏見が現存するという認識確認であるように聞こえます。社会にははびこる偏見、これは大人へのいじめや差別につながっています。しっかりとしたとりくみを進めていただきますように要望いたします。

続いて、③の更衣やトイレに関する配慮と改善について、お伺いをいたします。

子どもたちは自分の性の特性について理解できていないことが多いと思われれます。気持ちは何だかわからないが落ちつかないなど多様でございます。自認が進むにつれて悩みも深まります。同級生と同室での更衣に違和感を感じたり、トイレに入るのに抵抗感があったりします。対応はどのようにされていますか。

現在は各学校に1か所の多目的トイレがありますが、その数や設置場所の検討も必要ではありませんか。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 現在、体育の授業等のため更衣が必要な場合につきましては、小学3年生または4年生から男女別々の教室で着替えるよう対応を行っております。もし、児童生徒の中に他のクラスメイト等と一緒に着替えることに抵抗があるなどの訴えがある場合には、学年に関係なく当該児童生徒専用の更衣場所を設定するなどの対応を取ることとしていただいております。また、トイレにつきましては、男女別だけでなく誰でも使える多目的トイレを各学校に設置をし、性的マイノリティに対する配慮を行っているところでございますが、議員がおっしゃるように、設置箇所が少なく教室から遠いなどの課題は認識をしているところであり、既存のトイレ施設の柔軟な運用等も検討してまいります。

今後の学校施設の整備の機会を捉えまして、性的マイノリティへの配慮を観点としながら、施設整備等の検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。検討も進めていくというお答えをいただきました。各学校は前にも申しあげたように避難所にもなっています。避難のときには学校のトイレを利用する、こういったとき高齢者のトイレ介助が必要であるというそんな場合に、父親と娘または母親と息子が気兼ねなく介助をして使用できるように想定しての準備も必要でございます。多目的トイレの数、また場所についてはその検討また実現に向けては、遅くならないようにぜひともお願いをいたします。

次に、④の質問をさせていただきます。保護者、教師、地域でのとりくみについてでございます。近年、性的マイノリティ、LGBTQ等への理解が進み、支援の輪も広がっております。世界規模で行われるパレードからそっと見守ることまで、誰でも自分にできることを通じてお互いを大切に思うことが、今の子どもたちが成長して大人になり、子どもを育てていく上で、違いを認め合い尊重することを当たり前とすることにつながってまいります。今でもまだ理解は進んでいません。無理解ではなく、長年にわたり持ち続けている偏見に気がつかないことが、進まない原因ではないでしょうか。

町でのとりくみをお聞きいたします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 性的マイノリティ、LGBTQの特性がある子どもたちの尊厳を守るためには、学校におけるとりくみだけでなく、子どもたちを取り巻く社会全体として大人たちが理解を深めることも重要なことでございます。

学校や地域におけるとりくみといたしまして、まず、学校においては生徒を対象に例年、開催している性教育講演会は、教職員の研修受講の場にもなっております。また、保護者の皆様に対しましても、保健だよりや学級通信などの配布物により情報発信を行いますとともに、保護者懇談など家庭との情報交換の中でも、個別事案について都度、対応をしているところでございます。

次に、地域でのとりくみといたしまして、引き続き、あらゆる人権問題をテーマとした人権セミナーの開催や、町職員を対象とした奈良県市町村人権同和教育啓発活動推進本部連絡協議会による研修に参加をしております。また、今年度には婦人会、奈良県人権擁護委員協議会において、性的マイノリティの冊子を活用した研修も実施されたところでございます。その他のとりくみといたしまして、役場庁舎及び出先機関の多目的トイレの表示について、どなたでもお使いいただけることがわかるようにピクトグラムを使用した「みんなのトイレ」という表示に変更をしております。また、役場各手続きに

おきまして、不必要な性別記載欄がある書類がないか、各部署において点検を行いまし
て、速やかに見直しを行ってきたところでございます。

さらに令和5年、今年4月からは、町民一人ひとりが価値観や個性の違いを多様性
として認め合い、互いに人権を尊重し合える社会の実現を目指すための、斑鳩町パート
ナーシップ宣誓制度を施行し、より一層の性的マイノリティに関する差別の解消と理解
の普及を図ってまいりたいと考えております。このように本町では、これまでも性的マ
イノリティ、LGBTQ等に対する理解を深め、あらゆる人が自分らしく生きていくこ
とができる社会を実現するためのとりくみを行ってきたところでございます。

引き続き、一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現に向け、関係機関等と連携
を図りながら、これからのとりくみをさらに推し進めてまいりたいと思っております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。令和5年度からの斑鳩町パートナ
ーシップ宣誓制度は、住民の中から強い実施要望があったもので、実現できたことはとて
もうれしいことでございます。しかし、住民の中には、よくわからない、黙っていよう
など、消極的な方もおいでです。また、気づかずに言われることもあります。皆さんの周
りに車の追突のことを〇〇〇と言われる方はいませんか。今回の質問では、こ
ども基本法から子どもが尊重されるまちづくりとして、ジェンダー平等、LGBTQに
ついての質問を進めてまいりましたが、法を守り未来に間違いを残さないことは、大人
に課せられた責務でございます。時間がかかっても丁寧に進めるべきと私は思ってい
ます。お互いにそれぞれの人々が尊重し合える、そういったまちづくりを頑張っ
て実現していこうではありませんか。

これで、この最初の1問目の質問を終わらせていただきます。

次に、二つ目の質問でございます。資源物回収共通ごみ袋について、お伺いをいた
します。その他プラスチック、ビン・缶、ペットボトル、この回収が共通袋になっ
ていますが、高齢の方がごみを分別して出すときに、ちゃんと分別できているだ
ろうかと気になり自信がなく、ごみ出しを躊躇してしまうといった声がありました。自
宅内にためてしまう事例も見られます。大丈夫と思って出したが、混入や曜日の違
いなど、シールが貼られて返されてしまったことや、近所から注意を受けたなど意
気消沈してしまいましたとのことでございます。斑鳩町でのごみ分別はかなり細か
く、他市町村からの転入の方は驚かれます。しかし、時間をかけて少しずつ進め
てきた資源物回収は住民に定着してまいりました。今、お困りの方々は、これま
できちんと分別をされてきたからこそ困

ってしまうことになっています。対策について、どのようにお考えでございますか。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 資源物の分別につきましては、令和2年度より、その他プラスチック類、ビン類・缶類、ペットボトルの3分類につきましては、自治会等における指定袋配布に係る負担の軽減並びに指定袋の製造コストの削減を図ることを目的に、資源物共通指定袋を用いての分別に移行したところでございます。令和2年度の移行当初におきましては、種類ごとに分別がなされていないものが排出されたり、また、住民の方より共通袋の使用方法がわからないといったご相談も寄せられましたが、近年では分別誤りも少なくなり、自治会からも年に1回の自治会員への袋配布の際の手間が減り助かっている、という声をいただいていることから、町といたしましては、資源物共通指定袋の利用につきましては、定着してきているものと認識をしているところでございます。また、使用方法等がわからないといったご相談につきましては、個別に説明をさせていただいているところでもございます。

しかしながら、議員からも今、ご紹介をいただきましたように、高齢者を中心にごみの分別がわからないといった方、また担当課への問い合わせをためらっている高齢者もおられると認識をしていることから、広報紙や自治会回覧などを活用し、資源物の分別方法について、よりわかりやすい内容で周知するとともに、福祉関係課とも連携をする中で、安心サポートごみ収集をはじめとした高齢者のごみ出し支援策など、今後ますます進展するといわれております高齢化社会に対応した分別や排出のサポート体制の充実につきまして検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。ごみの心配ごとは生活に密着した悩みでございます。この悩みの解決にさらなる充実を検討していただきますよう要望いたします。

次の質問に移りまして、共通袋化の前に使用していた色分けになっていた袋ですけれども、その残りというのは町のほうにあるのでしょうか。また、家庭に残っているということで、今でもその袋で出されている方もあるように思います。有効的に活用できないのでしょうか。現在、実施中の戸別収集の内容検討についても考えてくださるということなので、それもよろしくお願いを申し上げます。安心サポートのごみの回収について、何か工夫をされているようなこととかありましたらお答えください。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君）　まず、共通袋に移行する前の指定袋で各ご家庭で保管されております分別袋、例えば、ビン類・缶類の指定袋であればビン類・缶類のごみ袋として現在も利用していただけるということでございます。また、以前の指定袋の町の在庫状況でございますけども、在庫についてはほとんどないという状況でございます。

議員も申されておりますように、本町は県内の他の自治体に比べて、早期よりごみの減量化、資源化にとりくんできており、住民の皆様方のご理解、ご協力によりまして成果をあげているところで、高齢者の方々につきましても、これまでの町の廃棄物施策にご協力をいただいていることに対し感謝をしているところでございます。

そういった中で、安心サポートごみ収集、利用者の安否確認を主たる目的としておりますけども、収集時に利用者から分別相談などがありましたらお答えをするなど、分別のサポートも行っているところでございます。先ほども申しましたように、今後ますます進展するといわれております高齢化社会に対応した、分別あるいは排出などのサポート体制の充実につきまして、高齢者の皆様、また住民の皆様のご意見をちょうだいしながら体制の充実を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君）　11番、濱議員。

○11番（濱真理子君）　ありがとうございます。住み慣れた斑鳩町で暮らすことにごみは密着した問題でございます。充実をよろしく願いまして、次の質問に移ります。

三つ目の質問は、非核平和宣言についてでございます。

平和を願い、核廃絶を求める町民の声が斑鳩町の宣言となり、住民の共通意識となっています。宣言自治体は全国に広がり世界にも広がっております。大軍拡が国民の半数以上が反対の中で強行されようとしています。そんな中、新たな戦前という言葉がますます現実には近づき飛び交っています。世界で唯一の戦争被爆国の日本は、国連での核兵器廃絶を批准することなく、今、計画している大軍拡に核兵器の使用を視野に入れるなど、平和から真逆を進んでおります。日本国土に核爆弾が撃ち込まれたとき、自衛隊の建物等を核爆弾から守るための工事計画を既に始めています。核では平和は得られない。

住民と共に平和を目指す町長の思いをお聞かせください。

○議長（伴吉晴君）　中西町長。

○町長（中西和夫君）　核兵器廃絶、そして平和に対する私の思いについての質問でございます。本町では核兵器のない平和な世界への実現を目的に、非核平和宣言を行うとともに、核兵器廃絶を求める決議が町議会の満場一致で可決をされております。

こうした中、これまでからも核保有国が核実験を行った際には、斑鳩町議会議長と連

盟で抗議文を発出するなど、様々な場面において対応を行ってまいりました。人類史上、唯一の核兵器による被爆国の国民として、また法隆寺地域の仏教建造物という世界遺産のある町に住む者として、今後も聖徳太子の唱えた和の心の下、平和で希望に満ちた社会の実現に向けてとりくんでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。法隆寺のお膝元、この斑鳩町は、大陸からまた朝鮮半島から国のつくり、宗教、文化、文字や薬などを授かり発展をしてまいりました。核に限らず平和外交を進める要となっていきたいものと思います。

一緒に平和を守る、そんな斑鳩町であってほしいと願って私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

次に、13番、奥村議員の一般質問をお受けします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

最初に、視覚障害者の情報アクセシビリティの向上へという質問でございます。

このアクセシビリティとは、利用者が機器サービスを円滑に利用できること、近づきやすさ、利用のしやすさ、便利であることを意味いたします。平成25年6月に、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行されました。そして、2022年5月25日、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布、施行されました。この法律は、全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進をし、共生社会の実現に資するために制定をされました。

この基本理念というのが四つございまして、1、障害の種類、程度に応じた手段を選択できるようにする。2、日常生活、社会生活を営んでいる地域にかかわらず、等しく情報取得ができるようにする。3、障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする。4、高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術の活用を通じて行うとあります。

そこで、視覚障害のある方のための音声コードについて、質問させていただきます。

視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声や拡大

文字によって情報を得ておられます。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読、パソコンの音声読み上げソフトを用いる方法、文字内容、コード情報、音声コードに変換して印刷したものを、活字文書読み上げ装置を使って音声化する、そういう方法があります。また、スマホに読み上げアプリを取り込むことで、誰でも簡単に利用ができるようになっております。

音声コードは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコードです。18ミリ角の中に日本語で800文字のテキストデータを記録することが可能でございます。印刷物にコードを付与する場合、視覚障害者にコードの場所がわかるように印刷物の端に切り欠き、半円状の切り抜きを入れる必要があります。視覚障害のある方が自立をし、社会参加をしていくためには、情報のバリアフリー化が重要となっております。

町広報紙等に採用していただけないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 障害のある人や高齢者など、情報収集に困難がある人が情報を取得しやすくなるよう、音声コードを町広報紙に採用することについてのご質問でございます。誰もが等しく同じ情報を得ることができるようにとりくむことは、町から様々な行政情報を発信する上で重要な点であると認識しております。こうした中、斑鳩町では現在、視覚障害のある人への広報活動の充実を図るため、ボランティア団体のご協力の下、町広報紙を声の広報としてCD録音し、町立図書館や社会福祉協議会を通して必要な方にご利用いただいているところでございます。

ご質問にある音声コードは、無償で提供されるアプリをスマートフォン等でダウンロードすることにより、文字情報を読み上げることができる二次元バーコードであり、この二次元バーコードが印字された印刷物に半円の切り欠きを入れることで、視覚に障害がある人が、音声コードの位置を手で触れ、確認できる仕組みとなっております。

音声コードのメリットは、文字情報を音声として得られるだけでなく、QRコードのように通信環境の必要もなく、多言語対応が可能であること等があげられております。

また、文字情報を音声コード化する際も、自治体であれば音声コード作成ソフトの無償貸与を受けることが可能となっております。

一方で、ひとつの音声コードに標準で800文字と読み上げられる文字数が少ないことなど課題もあることから、音声コードの導入に関しましては、今後の普及状況等を勘案しながら、調査研究に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。

全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得の利用、円滑な意思疎通が極めて重要になってきます。今後とも十分に調査研究の上、導入いただけますようよろしくお願いをいたします。

二つ目の質問は、子どもを亡くした家族への支援、グリーフケアについてでございます。近年、流産や死産を経験された女性らに対する心理的支援の必要性が指摘をされております。厚生労働省子ども家庭局からも、妊産婦とは、妊娠中または出産後1年以内の女子をいい、この出産には流産及び死産の場合も含まれます。このため、子育て世代包括支援センターにおける支援をはじめとする各種母子保健施策の実施の際には、流産や死産を経験された女性を含め、きめ細やかな支援を行うための体制整備に努めていただくようお願いしたいとの通達がなされております。

グリーフケアとは、大切な人を失って深い悲しみを抱える人に寄り添い支えて立ち直ることができるようにサポートするという意味がございます。厚生労働省から出ている支援の手引きには、子どもとの死別の喪失の適用はその家族一人ひとりによってなされるものです。しかし、家族と接する周囲の人々の関わり方、支援のあり方次第で、その経験が長く心の支えとなる場合もあります。一方で、適切でない対応がなされた場合、悲嘆を深めることもあります。周囲の人々とは、医療機関のスタッフであったり、同じ経験をした人であったり、精神科領域の専門家であったり、多岐にわたりますが、地域において家族の生活に寄り添ってサポートできる自治体担当者も含まれますと、このように記されております。

そこで、ひとつ目に、斑鳩町の流産及び死産における支援の現状と子どもを亡くされた家族への支援、グリーフケアについての認識についてお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 全国では年間2万人近い女性が死産を経験されており、妊娠確認後の流産は約15%程度であるといわれております。

当町では、母子保健事業において妊娠期から切れ目のない関わりを持つ中で、妊娠届出後に流産や死産された方については、把握できるよう努めているところです。当町の流産や死産された方は毎年5名から10名程度おられますが、妊娠12週以前に流産された方は届出義務がないため、町としては把握が困難な状況です。

現在、子育て包括支援センターにおいて、助産師による妊婦への体調確認の連絡を妊

婦検診の受診状況を見ながら行っており、個々の状況に合わせて相談を行っているところです。また、母子健康手帳を交付する以前に流産された方の情報は、不妊治療、不育治療費の助成申請の際に把握できるケースもあり、その際には体調確認を行い不安な心情を傾聴しながら対応しております。精神面の専門的な支援が必要な場合には、町の心の健康相談へ紹介もできます。また、本人から流産あるいは死産の連絡があった場合や住民課で死産届が受理された場合は、その後、妊娠経過や出産についての連絡を行わないよう配慮しているところです。また、流産、死産といった子どもさんの死別につきましては、近親者との死別の中でも、特に悲嘆が強くその対応が難しいとされています。

こういった悲嘆は長引き慢性化しますと、極度の不安、抑うつ、PTSDなどの精神保健上の問題が生じることがありますが、適切に支援することにより問題を軽減することも可能だといわれております。赤ちゃんを亡くされた状況はお一人おひとり異なっておりますので、当事者に寄り添える相談支援は大切であると認識しております。

こういったことから、地域に戻った生活を支える自治体、同じ経験をした方々、精神科領域の専門家など、様々な立場の適切な対応が重要となり、その中でも特に保健、医療、福祉の橋渡しの役割を担う、町の保健師の役割は大きいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。妊娠届を出した後から母親のもとへは、両親学級の案内、予防接種のお知らせなど様々な母子保健サービスのお知らせが届きます。子どもが元気いっぱい育てていけば喜ばしい連絡も、子どもが亡くなった後に届くと子どもの死に直面させられ、死産届や死亡届を出したにもかかわらず、子どもの死について法的に認められず配慮されないということに傷つくなど、子どもを亡くした悲しみがさらにつらいものになったという、当事者の声が多く聞かれるということです。斑鳩町としては、住民課で死産届出が受理された場合は、その後、妊娠経過や出産についての連絡を行わないよう管理、配慮してくださっているということを高く評価させていただきます。また、保健、医療、福祉の橋渡しの役割を担う町の保健師の役割は大きいと、このように考えておられるということがわかりました。

最後に、斑鳩町としてこのグリーフケアについての今後の方向性について、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 子育て包括支援センターでは、現在、助産師相談において流産を経験された方などの相談にも対応しているところですが、町民の皆様にもそうい

った相談窓口があることや、自助グループの紹介をホームページ等で周知してまいります。また、安心して出産、子育てができるよう、伴走型相談支援と出産子育て応援給付金の一体的な事業にもとりくんでいるところであり、様々な機会を通してきめ細やかな支援を行うとともに、職員のスキルアップのため研修等へも積極的に参加し、グリーフケアの充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。流産を経験された方の相談窓口があることなど、住民の皆様幅広く情報を周知され、職員さんが研修に積極的に参加をし、スキルアップをしていただき、子どもを亡くした家族の支えとなっただけのようによろしく願いをいたします。

子育て支援センターでは、日頃よりきめ細やかに子どもたちや家族の健康、住民の皆様の健康的な生活を守るため、日々、ご尽力いただいていることに感謝を申しあげ、私の一般質問を終了させていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定しておりました一般質問は全て終了しました。

ここでお諮りします。

皆さんのお手元に配布しております追加日程1. 議案第15号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 議案第15号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）についてを日程に追加し、審議することに決しました。

追加日程1. 議案第15号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。

北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） それでは、追加上程させていただきました議案第15号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）について、提案説明をさせていただきます。

本補正予算は、令和6年4月開園に向けて準備を進めております、斑鳩町公私連携幼

保連携型認定こども園の整備につきまして、令和5年3月当初の工事着工予定で進めておりましたが、開発許可手続きの遅延により、年度内に予定していた事業の進捗が見込めないことから、歳入歳出予算の総額を補正することなく、繰越明許費のみの予算補正をお願いするものであります。

その内容は、第3款 民生費、第2項 児童福祉費で、認定こども園整備事業について、繰越明許費7,695万8千円の追加を行うものであります。

以上をもちまして、提案説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第15号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第15号は、厚生常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

8日は、午前9時から予算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時00分 散会）